

議案第57号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第
41号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2中	6 市長	国民健康保険法（昭和 33年法律第192号） による保険給付の支給に 関する事務であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの	を
			中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の	
			生活に困窮する外国 人に対する生活保護 の措置に関する情報 であって規則で定め るもの	

6 市長	国民健康保険法（昭和 33年法律第192号） による保険給付の支給に 関する事務であって規則 で定めるもの	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 の措置に関する情報 であって規則で定め るもの	に改める。
------	---	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。